

松江市告示第 558 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 第 1 項の規定により指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社オレンジロード 松江市学園 2 丁目 25 番 8 号	相談支援事業所つばさ 松江市学園 2 丁目 25 番 8 号	令和 5 年 1 月 1 日	計画相談支援	特定なし	3230100277